

A10 要件に該当する従業員から申し出があれば、与える必要があります。

[解説]

	育児休業	介護休業
賃金	期間中は無給でOK	
社会保険料	手続きを行えば期間中は免除 ※ただし、医師国保の場合には期間中も保険料は必要です。	免除されない
与えなくてよい場合	①日々雇い入れられる者 ②労使協定で育児休業を取得できないと定められた次の労働者 ・継続して雇用された期間が1年未満の者 ・配偶者が常態として子を養育できる者(配偶者が専業主婦の場合など) ・休業申出日から起算して1年(一定の場合には+6か月)以内に雇用関係が終了することが明らかな者 ・1週間の所定労働日数が2日以下の者	①日々雇い入れられる者 ②労使協定で育児休業を取得できないと定められた次の労働者 ・継続して雇用された期間が1年未満の者 ・休業申出日から起算して93日以内に雇用関係が終了することが明らかな者 ・1週間の所定労働日数が2日以下の者

注) 労働者が育児休業・介護休業を申し出たこと、取得したことを理由とする解雇、その他不利益な取り扱いは禁止されています。

☆ 育児休業とは？

育児休業とは、原則1歳未満の子を養育するための休業です。保育所の入園待ちなどで特に必要と認められる場合は、1歳6か月までの休業が認められています。また、法律上は男性も取得することが可能です。[育・介休法5ほか]

☆ 介護休業とは？

介護休業とは、対象家族内において介護が必要な者がいる場合の休業です。

対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業を取得することができますが、対象家族1人について通算93日が限度です。

なお、対象家族の範囲は次の通りです。

- ① 配偶者(事実婚を含む)、②父母、③子、④配偶者の父母
- ⑤ 同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫[育・介休法11ほか]